

横断的課題検討部会において平成 28 年度後半に審議する事項について (案)

平成 28 年 10 月 11 日
横断的課題検討部会

1. 平成 28 年度後半において、横断的課題検討部会において審議する事項は以下の事項とする。

1) 統計の精度向上及び推計方法改善WGでの取組

統計委員会報告に記載された精度向上の取組を本格稼働させるため、総務省が計画的に行う統計精度に関する定期的な検査に関する検査計画、検査事項、検査基準その他の必要な事項を具体化する。

2) ビッグデータの活用に向けた取組

行政機関におけるビッグデータの研究や活用の状況、民間におけるビッグデータの保有状況や活用の状況について報告を受け、今後の活用に向けた情報の共有を図るとともにバイアスの補正、民間で行われる活動との関係の議論に着手する。

3) 学術・民間データの活用

統計法第 33 条に基づき提供された調査票情報を用いて行なわれた研究成果等を把握し、それを国、自治体等で利用できる方法を検討する。

4) 多様化するサービス産業の計測

本年度、シェアエコノミーの出現など複雑・多様化するサービス産業の活動を計測の在り方について統計委員会担当室において調査研究を行うこととしており、その中間報告を部会に行って意見交換を実施する。

2. スケジュール等は以下のとおり。

1) 統計の精度向上及び推計方法改善WGでの取組

→ 【別紙】のとおり。

2) ビッグデータの活用に向けた取組

→ 未諮問基幹統計の審議終了後の 1 月から 3 月までの間に、横断的課題検討部会において、ビッグデータ活用の取組を行っている行政機関、民間機関やビッグデータのデータホルダーを招いて報告を求める。

3) 学術・民間データの活用

→ 平成 28 年内に議論を行う。

4) 多様化するサービス産業の計測

→ 平成 29 年 3 月に中間報告を行う。

当面のWGの検討の進め方

1. WGにおける当面の検討課題

統計委員会報告に記載された以下のサイクルを本格稼働させるため、総務省が計画的に行う統計精度に関する定期的な検査に関する検査計画、検査事項、検査基準その他の必要な事項を具体化する。

統計委員会報告書（抜粋）

…このような統計改善の取組を確実に実現していくためには、今後、継続的に、統計委員会が審議とフォローアップを行うことが重要で、そのために次のア)～エ)のPDCAサイクルを構築する必要がある。

ア) 統計及び統計制度を所管する総務省は、統計委員会の意見を基に、統計のステークホルダーのニーズを広く把握した上で、対象となる統計の統計精度に関する定期的な検査を計画的に実施し、統計委員会に報告する。

イ) 統計委員会は、ア)の検査の報告を受け、全府省の協力の下で審議を行い、課題とその課題解決に向けた方針を整理する。

ウ) 統計作成府省は、統計委員会が整理した課題解決の方針に基づいて、改善に向けた取組を着実に計画的に行う。

エ) 統計委員会は、統計作成府省の改善に向けた取組についての進捗状況のフォローアップを行い、それに基づいて総務省が改善の徹底に向けた取組を更に推し進める。

2. 検討の進め方（平成28年度中）

総務省が精度向上PDCAに必要な検査等に関する事項（検査事項（案）、検査基準（案）、検査計画（案））について準備を行い、WGにおいて概ね月に1回程度審議を行う。当面のスケジュールは以下のとおり。

第1回 9月30日 検討の進め方について、意見交換

第2回 10月 精度向上PDCAサイクルの説明
(検査はどのようなことを行うか)

骨太方針への対応

↓
<部会長及び委員にメールにて報告・確認>

↓
内閣府研究会に報告

第3回 11月 統計のステークホルダーのニーズの把握

第4回 12月 試行検査について
(横断的課題検討部会への中間報告)

第5回 1月 検査計画（本格実施分）について

第6回 2月 WGとしてのとりまとめ、来年度に向けたスケジュールの決定

↓
3月 横断的課題検討部会における審議